

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

### 1 開催日時

平成26年7月16日（水）午後4時00分から午後5時30分まで

### 2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

### 3 出席者

広島地方裁判所 刑事第2部部総括判事 伊藤 寿（司会）

同 刑事第1部部総括判事 上岡 哲生

広島地方検察庁 公判部長 鈴木 敏宏

広島弁護士会 弁護士 石井 誠一郎

裁判員経験者（1番）（60代 男性）

裁判員経験者（2番）（70代 男性）

裁判員経験者（3番）（60代 男性）

裁判員経験者（4番）（60代 女性）

裁判員経験者（5番）（50代 女性）

裁判員経験者（6番）（50代 女性）

### 4 議事内容

#### ○司会者（伊藤裁判官）

こんにちは。又はお久しぶりですと申すべきかもしれません。

広島地方裁判所刑事第2部の裁判長をしております伊藤寿です。どうぞよろしく  
お願いします。座ったままでさせていただこうと思います。

足元の悪い中おいでいただきまして、本当にありがとうございます。この意見  
交換会は、皆様の貴重な御経験、御意見を賜って、制度をより良くするために行わ  
れるものでございます。ぜひ今日は忌憚のない御意見を率直におっしゃっていただ  
いて、今後役に立たせようと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日参加していただきました法曹関係者の自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。上岡部長、お願いします。

○法曹三者（上岡裁判官）

広島地裁刑事1部で裁判長をしております上岡と申します。よろしく申し上げます。

本日は6名の方に、お忙しい中集まっていただきました。どうもありがとうございます。多分それぞれやった事件が違う人が集まっているので、同窓会と言うには、ちょっと雰囲気違うのかなと思っていますけど、こんなところが苦勞したとか、こんなところが大変だったみたいなところを、事件を反省するというより、何か接遇とかも含めて反省しようかと思っているので、その辺を、こういうところを、もっと休憩時間あったらよかったとか、あったら言っていただいて、今後の役に立たせようかと思っていますので、よろしく申し上げます。

皆さんがやっていただいた事件をもう1回やることは多分ないと思いますので、そういう趣旨で、できれば忌憚のないというか、こういうところ、こうしたらいいのにみたいなのところがあれば、お伝えいただければと思います。今日はよろしくお願いいたします。

○司会者（伊藤裁判官）

では、公判部長、お願いしてよろしいでしょうか。

○法曹三者（鈴木検察官）

広島地方検察庁の公判部長をしております鈴木と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○司会者（伊藤裁判官）

では、石井弁護士、お願いしてよろしいですか。

○法曹三者（石井弁護士）

弁護士の石井誠一郎と申します。広島弁護士会で裁判員制度に係る委員をやっております。今日はよろしくお願いいたします。

○司会者（伊藤裁判官）

それでは、本題のほうに移らせていただこうと思います。

事前に質問事項というものをお送りさせていただきまして、準備をお願いしたところでございます。この質問事項に書かれた順番でお願いしようと思っております。どうぞ積極的に御意見をお願いしたいと思っておりますが、こういう意見交換会や裁判員の皆様との後の記者会見でよく言われるのは、1番、2番、3番、という順番で振るのはやめてくれないかと。せめてそれぐらいは自由にシャッフルさせてお願ひしますという意見を言われましたので、できましたら余り番号に関係なくお願ひしたいという気持ちもありますので、どうぞよろしくお願ひします。何か構えておっしゃるのではなくて、本当に思ったとおりにおっしゃっていただきたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、質問事項の1番、裁判員裁判に参加してみても、全体的な感想、印象、一言ずつお願ひしたいと思ひます。経験前と経験後で何か変化がありましたら、それもお願ひしたいと思ひます。

どうぞ、どなたか口火を切っていただけると本当にうれしいですが、お願ひしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私は、とっても自分の人生において貴重ないろんな法律の知識、それから、どんな人でもやっぱり生きるという権利があるんだなあというのをしみじみと裁判員の

仕事をさせていただいて、つぶさに感じました。もう素晴らしい経験だったと自分では、このことを通じて、良かったなと思っています。充実とそれと、こんなに人間の奥深いところまで考えて裁判というのはやっているんだなということはかなり深く感じさせられました。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。何か具体的に変化とかはありましたか。

○裁判員経験者（4番）

はい、そうですね。日常、テレビを見て、特に裁判のニュースだとか見たら、今までのような単純な考え方ではなくて、ああ、時間を掛けて、この結論を出したんだろうなあとか、そういったごくごく単純な思いですけど、ちょっと今までとはニュースの見方は変わりました。新聞とかを読んでも。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ぜひ他の方もお願いしたいんですが、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

私もテレビとかを見ていまして、全く裁判をするとか縁もなく、ほんと経験不足ですけども、先ほど述べられたみたいに、大きな経験させていただいたなあと。その後は、やはりテレビなんかで見たり、そうすると判決までに至る経緯というのが大変な、あれ、私のときは8日間通ってきましたけれども、精神的に随分疲れはしましたけれども、その中で判決を言い渡す、決める、大変な御苦労があるなあとこのをしみじみ感じましたし、一つのいい経験をさせていただいたのは事実ですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ぜひ他の皆さんもお願いしてよろしいでしょうか。どうぞおっしゃってください。

○裁判員経験者（5番）

私も裁判員裁判という言葉は耳にしているけど、やっぱり認識はしていなくて、通知が来た時点でそれは断ったほうがいいっていう周りの意見でした。

でも、断る理由というのが当てはまらなかったんで、普通経験できないことだし、ちょっと経験させてもらおうと思ってやりました。経験させてもらうことで本当に変わりましたね。もう主人とかは大変だったねと。いや、大変じゃないのよ、すごく何かいい経験できて、申し訳ないんですけど、毎日が楽しく充実していて、いい経験させてもらって、息子たちにもこれは絶対経験したほうがいいよという、自分の携わった事件がやっぱりそこまで自分を落ち込ますようなつらいものでなかった部分もあったんですけども、法律とか全然勉強していなくても、そういうものを裁判官が一つ一つ丁寧に、分かりやすく説明してくれました。メンバーが替わるとにということとは、国民の中で一人一人にそういうものが浸透していく。年月はかかると思うんですけども、その経験を通して何か知らなかった普通の私たちが、一つ何か勉強させていただく。

だから、新聞一つにしてもそういう事件、テレビにしてもそういうところに関心を持つようになりました。その前にやっぱり自らの家庭も大事にしていけないといけないう、いろんな部分に気付かせていただきました。裁判官がもう素晴らしくて、本当にいつも笑顔で、どんな質問にも本当に分かりやすく答えてくれて、やっぱり情が入るんですよね、私たちというのは。かわいそうとかいろんな情が入る中でそれをちゃんとまとめて、質問した人も傷つけないように、けども正しい知識をとというものがすごく感じられて、すごく感謝しています。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。御家庭でやっぱり話題にさせていただくと本当にうれしいと思いますので、ぜひまたお願いしたいと思います。他の方にもぜひお願いしたいんですが、お願いしてよろしいでしょうか。2番の方、お願いしてもよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

私も裁判員の一人として本当の大役を果たすという安どと責任をつくづく感じておりました。済んだ後、ああ、やれやれ、これで済んだなあと思いましたが、それと同時に、社会の一員として貢献できたんじゃないかということがものすごく心に思っておりました。また、この一つの裁判について大きな、一人の人を裁くいうことは大変なことであり、また、重い責任を感じたように思います。

しかし、誰かやらなくちゃならん、そして、家内とも話しまして、行くだけ行って勉強してみようかいうことで行ってきましたが、人生の中でこれだけの経験は今後ないと思います。そして、これは次の世代にも責任のあるやり方と社会的な人生の生き方についても深く考え、また、そのことを、人様に迷惑掛けてはならないということを特に子供や孫たちにも教えておりますし、その経験は、誠に私にとっては重いものがございました。そして、良き経験になりました。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。それでは、6番の方もお願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

私も今回本当、まさかという感じでお受けして、そして、家の事情もなかなか大変だったんですけど、この一つの事件に携わって自分自身本当に何か、一人の人の

裁きをこんなにも時間を掛けて判決を行わないといけないと思ったときに、本当に一人の人生を決めるのは、一人だけの思いとか気持ちだけでは、なかなか判断できないんだなあということを経験してすごく痛感しました。また、私自身も何かこういったいろんな犯罪とかあったときに、今回の経験というかそういった本当に大変なことから、一つでも事件が起きないようにと思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

何か御家庭や職場とか地域で、何かこの経験を話題にしたりということはございましたか。

○裁判員経験者（6番）

それは、会社の人とか友人にも話したら、一人の友人は、何であんたが選出されて、私には来ないのとか、別の方は、ちょっと障害がある方で、そういったことを経験してみたいけど、私は無理よねって言われた方もいらっしゃるし、あと、何か怖い、そういった事件とかあったら私は無理だわと言う人もいらっしゃいました。

○司会者（伊藤裁判官）

そんなことないですよというお話とかはありましたか。

○裁判員経験者（6番）

私は、そういった裁判でいろんな勉強ができたし、すごい楽しかったし、いろんな法律の知識も少しは分かるようになったし、そういった面では、すごい良かったよ、自分だけの思いでなくて、みんながいるから大丈夫よって言ったら、ああ、そうなんて、その内容は全然知らないから、そういった部分ではお話をさせていただきました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。この項目のトリになってしまいましたけれども、1番の方お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

今まで裁判所、特に法廷なんか入ること、見ることも初めてだったし、裁判所自体、来たことが初めてです。この裁判員裁判に、女房が1年前に通知いただいて、1年前はいろいろ事情があって女房はお断りさせてもらって、翌年、今度は私に来ましたので、何でよく当たるねなんて。第1回は当たっても、第2回があるので、当たるわけないという軽い気持ちで来たら、番号を何で呼ばれたんという感じであったのが現実です。

実際にはいい経験させてもらったと思っているんですが、担当した事件が加害者も被害者も子供のころ愛情を持って育てられていないという感じだったので、やっぱり小さいときにはしっかり愛情を持って育てないといけないということは、子供や孫にも帰ってからよく伝えていきます。ですから、そういう経験が、ふだんは何ともないことが、当たり前が当たり前でないというようなことは、改めて実感させてもらいました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。奥様と経験なさったことについて、何かお話し合ったりされたことはございますか。

○裁判員経験者（1番）

女房の場合は、裁判所に来て、年寄りを抱えているので、その時点で最初に無理だということで断って、断るといふか、お話したら、もうその時点で了解いただいて帰ったんですが、実際に女房がやっても、そういう経験はやってみると分かん。



やってみたら、そのときはしんどいけど、後になれば役に立つというか、自分のものになってくるんじゃないかという話はしましたね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。一通りお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。どうでしょうか、上岡部長、公判部長、石井弁護士のほうで、もしコメントなり、御質問なりがあったらお願いしたいと思うんですけども、上岡部長、いかがですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

そうですね。いや、皆さん本当に、いろいろ不安の中で裁判所に来ていただいて、どの方も1週間近く、あるいは、それ以上働いていただいて、本当に協力していただいたのが、今日のお話でよく分かりました。

大体うちの部でやっているときは、いつも初日のお昼御飯というのはみんな緊張して、全然知らない人が10人ぐらい集まって、これからどうするんかねとか、何で当たったんかなみたいな話で緊張しながら進んでいって、だんだん事件も、やらなきゃいけないことも少しずつ分かるようになって、みんな決断していくと、こういう流れで、終わってみると大分、全部が分かったような感じになっていると。だんだん分かるようになってくるというところなんですね。

その過程でいろいろ思ったことは、さっき5番さんもおっしゃってましたけど、制度とかね、法律用語とかいろいろあるので、分からないことは何でも説明するようにしてまして、誤解があったら前に進めないなと思っているので、そうやっています。だから、そういうことで不安に感じるような仕組みをなるべくやりたいなと思っています。

それから、さっき6番さんですか、周りの方との話というのがあって、ああいうところで私も前はそうだったよみたいな話をうまく伝えていただいて、やってみる

とそうでもないんじゃないのみたいな話をうまく伝えていただけるといいかなと思っています。多分、皆さんそれぞれ、やる前の不安な気分と、やった後の気分で大分違うと思うので、その辺をせっかくですから、うまく御説明いただけるとありがたいなあと思っております。よろしく申し上げます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。鈴木公判部長いかがでしょうか。

○法曹三者（鈴木検察官）

そうですね。皆さん、やってらっしゃるときは非常に大変だったと思うんですけども、終わってみて、いい経験だったというふうに言っただけで、良かったなあと思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。石井弁護士、よろしいですか。

○法曹三者（石井弁護士）

皆さん、貴重な御意見ありがとうございます。弁護士会のほうでもそういう御意見などを参考に、裁判員制度への経験などを深めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

では、よろしければ、次の質問事項に移らせていただきます。

1 問目は、ぜひ皆様からいろいろとお聞きしたかったんですけども、2 問目以降は、特に、余り感じなかったよという方がおられたら短くても結構だと思います。ただ、大事なことも含んでおりますので、やっぱりこれは言っておきたいというこ

とがあれば、ぜひぜひおっしゃっていただきたいと思う事柄が続きます。

2問目は、「日程調整，職場や家庭の中でどのように調整されましたか。」で、いざ経験してみて、やっぱり長過ぎるなあ、ちょっと無駄じゃないかなあとか、本当はもうちょっと時間欲しかったなあとか、そういった日程調整の大変さ，実際に経験してみて、その日程が長かったのか，短かったのか，そこら辺のところをぜひお聞きしたいと思っています。お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私は主婦の立場上，何も，おやと思うことも，不備なことも何もなく，滞りなく，すっきりと過ごしましたので，これといった意見はないんです。ちょうどよかったと思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

実際に経験なさった長さの感じはどうですか。

○裁判員経験者（4番）

ええ，何か名残惜しいなと思いながら，何か毎日楽しく過ごさせて，勉強になること，未知なことが多かったもんですから，それで私は何もないんです。こうすればよかったとか，あんなのも気付かないうちに学び舎を去っていったような感じで過ごさせていただきました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ぜひお仕事の調整の御苦勞も聞きたかったのですが，お仕事をお持ちの方の御意見をお聞かせ願いたいと思うんですが，いかがでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

呼出状が来たのが12月26日か27日ぐらいだったと思うんです。1月15日だったか16日だったかに来て、いうたら、もう年末の休みに入って、お正月があって、仕事が始まったら1週間しか、正月2週間あるようでも1週間しかないの、時間的にはちょっと、何でこんなにせっぱ詰まって来たんという感じだったです。ただ、私の仕事としては、時期的には暇な時期といたしますか、ちょっと手の空く時期だったので、1週間とられても調整はできたんですが、あんまりにもちょっと日にちがなかったです。

#### ○司会者（伊藤裁判官）

つまり、来なくちゃいけない日とお手紙が来たときの間隔が短過ぎたんじゃないか。また、年末年始を挟んでいることも考えたら、もうちょっと長く欲しかったなという御意見ということでよろしいですかね。ありがとうございます。他の方の御意見もぜひお願いしたいんですが、お願いしてよろしいでしょうか。5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

#### ○裁判員経験者（5番）

私は家でピアノのレッスンしている身なのですが、ただ、もう誰にもそれを言ったらいけないというふうに最初、自分が受けとめていたので、レッスンの変更をするのにも、ちょっと用事があるからという感じで変更はさせてもらっていました。裁判所に通うにつれて、そういうことは伝えていいんだということが分かって、反対に伝えられたことで、ああ、身近にあるんですねということで、そういうのはみんな協力的で、自営みたいなものだから、お願いして。ただ、お手紙いただいたときに、法律に関わる文面というのが、そういう文面にあんまり遭うことがないので、言っちゃいけないという、こうしたらこうですよという、堅い文章で来るから、それをどういうふうに人に、変更するときにお伝えしたらいいのかは悩みました。それで、通いだして、裁判官が、こういうことは言っちゃいけないけど、こういうこ

とはいいんですよとか、その指導のもとで動けるから、通いだしたら全然不安もなくなりました。それがまた当たるかどうか分からないので、変更して、今度違う日、いつ決めるか分からないので、ちょっと変更後は、いついつにしますというのが言えなかった部分がちょっと、それぐらいです。すみません。大して問題じゃないんです。

○司会者（伊藤裁判官）

いえ、ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。

○裁判員経験者（3番）

私も年齢的に会社の職務もそう、フリーというか、余り一線でどうこうという年齢でもないのですが、初めお聞きした日程をすぐ押さえて、そこを空けるというだけで、そんなに支障はなかったんですが、まず、不安というのは、12月に書類が来て、これは決まってはいませんとは言いながら、何を言ってる、そうはいうても半分は決めてるのと違うかなと思いつつ、ほとんどそれはもう覚悟はしたんですけども、いつあるものやら何ら一言も、電話も一本もなかったですね。選任手続、当日までは電話もなければ、何にもない。それはどういうことなのかな、一言電話でも、書類が届いてましようかとか何かあるのかなあと思っていました、全くない。それも守秘義務なのか、よく分からないんですが、そういう意味で不安はありましたね。

あと、日程的には、2日続いたりとか、3日連ちゃんのときもありましたけど、8日間で済むというのは、長いとか短いとか事件の問題のあれなんでしょうけれども、とても有意義な8日だったと思いますし、最後終わるときに、何か皆さんと寂しいなあという感じはありまして、打ち上げでも何かやってもいいなあというふうな、あってもいいのかなあというのは、ちょっと思ったこともありますね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。実際の日数やその開廷のペースで連日とか、そういった点は特に問題はなかったでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

ある、ないは分かりませんが、なるほどなというふうに、後から見れば、なるほど充実した、それぞれの一日一日だったなあとは思いますがね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。他の方はいかがですか。もしよろしければ、また上岡部長のほうからコメントなり、いただけたらと思うんですが、よろしいですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

5番さんの話でいえば、裁判員候補者になったことをどの範囲で伝えるかという話ですよ。その話は、事前に候補者を私が回るわけにはいかないの、ちょっと御苦勞を掛けたかもしれませんが、確かにおっしゃるとおりで、ちょっと分かりにくい人がいたのかなと思って、今、何か工夫したらいいかなとは思っています。

理屈の問題でいうと、裁判員候補者になったことを公にしてもらうというのは、あんまりよくないということに仕組みとしてはなっているんだけど、必要な範囲で調整のために伝える分には問題ないと。それは裁判員になった場合もそれで、そういう仕切りになっているというのは、選ばれた後には、たしか御説明申し上げたんだと思います。その点の周知がもう少しいい形でできれば、日程調整ももっと楽になるというのはよく分かりましたので、そういうことの努力を少し考えたいと思っております。

それから、1番の方の呼び出しの関係はちょっと、私は担当じゃないので分からないんですが、もしかしたら事件、大体の候補者の人には2か月ぐらい前に通知を

送る事務が圧倒的に多いんですけど、何らかの事情で候補者が予想より集まらないとかいうときに、短期間でお願いした方に入っていたことが一つの理由じゃないかなと思いますので、なるべく早目に御連絡して、調整できるような形を考えたいなと思います。その休暇の話に係るといいう話はよく分かりましたので、なるべくそういうことがないように、これからできればいいなと思っていますが、うちの関係じゃないので、伊藤部長がコメントするかなとは思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。ごめんなさい、この事件で追加選定したのかどうか、ちょっと記憶にはなかったんですけども、おっしゃるとおり、かなり余裕を持って今まではお願いしているんですけども、個別にちょっと時間の余裕がなかったというのは、今後そういうことがないようにしようとは思っております。あと、公判部長、石井弁護士、よろしいですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

特にございません。

○司会者（伊藤裁判官）

では、3番目に進めさせていただきます。この問題、非常に裁判所としては頭を悩ませている問題でありまして、選任された日からもう裁判を始めてよいのかどうか。選任された日には冒頭陳述まで行って、証拠調べは翌日以降にするのか。選任された日には証拠書類の取り調べはしますけれども、証人尋問は翌日以降にするのか。もう選任された日から証人尋問まで進んでよいのか。もちろん事件ごとに、やらずにちゃいけない証拠調べの量が違うので、一概には言えないんですが、皆様方の経験を踏まえて、この点について御意見をぜひおっしゃっていただけたら、今後の審理のスケジュールの組み立て方に参考にしようと思っています。これはち

よっと皆さん全員にお聞きしたいと思っているんですが、お願いしてよろしいですか。2番の方、お願いしてもよろしいですか。

#### ○裁判員経験者（2番）

許せるならば、裁判員に選任された時点で、まず、お互いが6人寄って、全然知らない人ばかり集まって話すんですが、とても緊張します。それで、何を言っているのか、どういうふうにしていいのか、まず、その緊張度をほぐすためには、許せるならばコミュニティ作りのようなことをね、何か雰囲気的にやっていただいて、そのときにはまず顔を合わせる程度ぐらい、言うちゃ悪いんですが、雰囲気によって、また2番目の冒頭陳述なり、証拠などを出していただければいいと思います。お互いがそういう、硬くなっておると思うんです。いいことには、3番目なんかも一緒に入ってくると思いますが、私の裁判官さんの場合は、なかなかユーモアがありまして、そういう経験をいち早く、プロフェッショナルと申しますか、さすがは裁判官さんは、我々お互いに職業持っておりますが、こういう雰囲気的なことをうまく和らげるんだなあと感じました。

本当にいい裁判官に巡り会ったと同時に、そういうことが救いになったんじゃないかと思っております。いずれにしても、いきなり審議云々といったんじゃ、ちょっと硬くなって、まずは、和やかなムードが少しでもあればね、話がまとまるんじゃないかなと思うし、また、何を言われてるのかよう分からんというようなこともなくなり、うまくいくんじゃないか思います。

#### ○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。先ほど、多くの裁判では初日に昼食会をし、初日以降、昼食会をすることも多いんですけれども、今のお話を聞いていると、それだけじゃないような秘密もあるようでしたので、ぜひ、よかったら、そのユーモアの片りんを教えていただけたらと思うんですが。



○裁判員経験者（2番）

それはですね、私の場合は、そのおられた裁判官さんが誠にユーモアで、なかなかアイデア的でね、とても良かったんです。それで、ムード的にほぐれたなあと思っております。いずれにしても6人が、お互いが何を言うだろうかというような緊張が先に走りました、ということです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。先ほど申し上げたように、この問題は、ぜひ皆様全員のお話をとっていましたので、よろしかったらお願いしてよろしいですか。お願いします。

○裁判員経験者（4番）

私たち初めての人ばかりでしたけど、私は、伊藤裁判官のときにさせていただいたんですけど、みんな和やかに友達感覚で、割と何かすごく、ずっと溶け込んで、いい雰囲気のままに終わりが来て、終わった日には広島駅前打ち上げをみんなですて、本当に、こんなに楽しいひと時、いろいろそれは裁判のときの話も出てましたけど、割とよかったなあと思って、私はあのプログラムでよかったなあと思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

ごめんなさい。たしか、初日どこまで行きましたかね、あのときは。

○裁判員経験者（4番）

評議室に入って。

○司会者（伊藤裁判官）

ちょっと待ってくださいね。今、思い出します。たしか選任した日は選任だけにして、オリエンテーションを、説明をさせていただいて、翌週から審理をスタートさせたと思いますが、そのほうがよかったですか。

○裁判員経験者（４番）

はい。別に私の中に違和感はありませんでした。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の皆さんもぜひお願いしたいんですが。お願いいたします。

○裁判員経験者（３番）

私の場合は選任手続が午前中あって、午後からいきなりだったもんですから、頭の切り替えは大変、かなり厳しいところがありました。上岡裁判官のほうが穏やかな、もう顔を見るからに、にこにこしてはるので、それが唯一救いで、その裁判長さんの、もうテレビで、想像の中では厳しい、がちっとした人ばかりかなと思っていましたけど、そういう雰囲気はなくて穏やかでしたけれども、希望とすれば３番の選任された日、証拠書類だけ調べて翌日に、次へ回してほしいなあというのは、やっぱり、ちょっとそれは感じましたですね。

いきなりというのは、かなり厳しいようにも思いましたが、日程がいろいろあるんでしょから一概に言えませんが、選任手続ということ自体が、私もそういうものがあるものと知らずに、ただもう裁判員になったもんやと思いながら来たもんですから、それでみんなにも言うてますし、ここで落ちたら自分の立場、もう今まで言っていたのが、家に帰ったら何やいなというぐらいの感じで、もう当然、裁判員になったもんやと思うて来たのは来たんですけども、来て、今から６人を選びますと、４０人、５０人の中から選びますとやって、驚いたりもしたり、そういう

経過の中での次、午後からいきなりでしたから、ちょっと戸惑いがありましたけど。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。他の方もぜひ御経験をお願いしたいと思います。

○法曹三者（上岡裁判官）

3番の方の事件は、たしかいきなりで、午後は検察官と弁護人が冒頭陳述というのをやって、その後、検察官のほうで用意した証拠書類をいっぱい聞かなきゃいけなかった。そんな感じでしたよね。だから、証人尋問自体は次の日だったですよ。

○裁判員経験者（3番）

そうです。

○法曹三者（上岡裁判官）

でも、あんなに証拠があったら疲れたみたいなところがありましたかね。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。選ばれてすぐにいろいろとあるっていうのは、疲れたということはありませんね。

○法曹三者（上岡裁判官）

なるほど。そうすると、どっちかというところ、検察官や弁護人の冒頭陳述までぐらいいいなんですかね。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。大体のイメージだけで言ったんですけど、それで一日あるとまた違

ったのかなと。

○法曹三者（上岡裁判官）

なるほどね。分かりました。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

実は、ここの問題の悩ましいところは、日数を掛けてゆっくりやったほうが分かりやすいというのは十分分かった上で、そうすると全審理期間が長くなってしまいます。長くなれば長くなったで、皆様のお仕事や家庭の御事情を考えて、それも好ましくない。どうやってそこを、調和を図るべきかというところで悩ましいところなんです。ぜひ皆さんの御意見をお願いしたいと思います。6番の方、お願いします。

○裁判員経験者（6番）

6人選出された中で20代、30代、40代、私が一番年が多かって、やはり皆さん仕事を持って、私も含め持っていらっしゃる方々で、選出された後に裁判が始まったんですけど、10日間拘束された中で、やはり日数の長さとかが、半日、午前とか午後とか来てくださいというときもあつたんですけど、仕事を持っていらっしゃる方は、その10日間よりも丸一日されたら、もっと短くなると思ったりもしたので、いろいろと調整するのは難しいと思うんですけど、もう早くしていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

日数をもう少し短縮する方向で。

○裁判員経験者（6番）

はい。もう進めていったほうがいいんじゃないかなと。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方も。

○裁判員経験者（1番）

まず第一に、当たるわけない思っで行つとるのが前提なので、選ばれたら法廷を見学させてもらって、事件の概要を説明してもらって、食事をして、再度法廷に入ったら、テレビで見たのと同じような法廷が目の前に現れたという感じなんです。ですから、後から思えば、そのほうがよかったですね。そのときは、ああ、こういうところへ来たんだということで、ちょっと衝撃を受けたんですが、その後、検察とかいろいろ、弁護士とかの話の聞いたり、被告人の話の聞いたりして、当日は戻って、もう一回全員で話をしたぐらいだったと思います。ですから、できるだけ早く事件を、内容を確認するほうが、そして早く話をして、先ほど半日で終わった、私らのときも半日で終わった日もあったんで、半日でも結果的には仕事は一日休んでしまうので、できるだけ半日とか言わずに、9時から5時までの間であれば多少詰めてでも、日数が1日でも少なくなるんなら、そのほうが受けた人は、特に現役で働いておる人、それは出やすくなるのではないかと思ったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。お二人のほうから短縮する方向で、努力することがいいんじゃないかという御意見もあり、その一方で、コミュニケーションをとるためには、ある程度必要なこともあるでしょうし、かつ、ちゃんと事件の内容を把握するのに、分かりやすくするための努力も必要だということも御意見でおっしゃっていましたので、非常に参考にさせていただこうと思っています。他の方もぜひぜひお願いしてよろしいでしょうか。5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

自分の今の気持ちだけなんですけれども、最初にこういう事件で、こういう工程ですというのをいただいていたので、もうそういうものと思って受けさせていただきました。裁判官が言われるように、こうします、こうしますということに沿っていったし、また、事件のこととかもそういう法律的なこともやっぱり分からないですが、6人それぞれが皆さん違う状況なんですけれども、そういう素人の自分たちが入ったときに、それを裁判官の方がどういうふうにしていこうかというのをすごく一番考えてくださっていると感じました。もう事前に抽選に当たったら午後ありますよというのは知らせてもらっていたので、何日間のこういう裁判員裁判になりますというのも、ただ、雪とかそういうことは、でも、そういうのもすごく考えてくださって、連休があって、その日もずっと考え抜いていたら、皆さん疲れれると思ったから違う事件入れて、こうしましたとか、一番考えてくださっていたと思ったので。だから、私的には自分の気持ちはなく、やっぱり受けさせてもらった以上は、裁判官が組んでくださったカリキュラムで、それに沿ってできるようにやらせてもらったという気持ちだったので、こうというのとはなかったです。意見にならないですみません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。たしか選任に当たった日の後に証拠書類の取調べだけを行ったというスケジュールだったということでしたかね。

○裁判員経験者（5番）

そうですね。だから、もう抽選に当たったら、こうなりますよというふうに教えていただいていたので、もうそれに沿っていく。だから、自分の感情は捨てて、裁判官に沿って行かせてもらおうと思っていたので、分からなくてさせてもらって

るので、私はそういう気持ちでした。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。いかがでしょう，上岡部長のほうで，もしコメントありましたら。

○法曹三者（上岡裁判官）

5番さんの事件は、たしか連休をどうやって越えるかという、そこでしたよね、たしかね。飛び石連休が入っちゃって、飛び石連休の谷間みたいなところにみんなが集まってやるのかということも含めていろいろ考えたら、最後の日だけちょっと遠くになったみたいな、そんな感じだったと思いますけど、そういうのも含めて、裁判所、検察官、弁護士会で、その事件の当事者が集って話し合うときに、裁判員がどうやってうまく集まって、都合がいい人が最大限増えるかなというのを考えながら、なるべく決めたいなと思っておりまして、逆に言うと、これが皆さんを選んでから都合を決めるわけにいかないという、ここの難しさがあるんですね。そこだけは御説明しておこうかなと思っております。選んだ後で都合を聞いて、日程を決めるというわけにいかないシステムなので、ここが課題かなあと思っておりまして、今日伺ったことは少し参考にしたらいいかなと思います。確かに半日コースを2回やると、何か1日で済んだかなという気がするなというところはよく分かりまして、特に午前半日だと、特にそんな感じがするんだろうなというのは思いましたので、また運用を少し考えればいいなあと思います。

初日、どの程度やるかというのは、たしかに、その全体日程との関係で、すごく難しい問題で、広島県の場合は本当に、来るだけでかなり時間が掛かる人もいらっしゃるもので、少しでも全体の日数を少なくできないかなというところも含めて、いろいろ考えているところですので、その辺も含めて事件の難しさも考えながら、やっていければいいなと思います。人によって仕事のある人、ない人、遠くから来

る人，来ない人，都合が前から調整しやすい人，そうでない人いろいろいるので，なかなか難しいんですけど，今日いただいたこと参考にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では，次の問題に進ませていただきます。刑事裁判のルールについての審理，証拠調べ等についての御意見の項目ですが，刑事裁判のルールについての裁判官の説明は分かりやすかったですか。選任の日の宣誓の手続の直前に行われております裁判長から行なわれる刑事裁判のルールについて，これについて，これもやっぱり大事なので全員にお聞きしますが，もう分かりやすかったですよという一言で済まれる方もいらっしゃるかもしれませんし，いや，正直言って，どうかなと思いましたがでも結構ですので，どうぞ遠慮なくおっしゃってください。いかがでしょうか。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

初めてのことなので全部理解するということは難しかったかもしれないけど，あっ，こんなもんだなあと思って，大体理解できたような気がしました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方もぜひお願いしたいんですが。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

今言われたように，初めて聞く話ですから，裁判官の説明聞いて，内容的には良く理解はできました。



○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方もぜひ。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

大体、言われたように、初めての経験でございますが、裁判という言葉、それから被告人という言葉が出ます。人を裁くに当たってね、やはり刑事裁判のルール云々より、説明していただいたのは大体分かったんですが、その重みの差がね。やはり、最初申し上げたように、ルール作りが必要じゃないかと言うんですが、それも含めてね。裁判という大きな言葉、二文字、この認識は、私は重大じゃなからうかと思っております。

それについて我々素人がね、そのことをいきなり審議するんですから、とてもじゃございませんが、安易な気持ちでやれるわけがないんです。ですから、やっぱりそういうムード的に緊張をいくらかほぐしていただくとか、そういうムード的に持っていつてもらうとかいうのが必要じゃないかと思うんです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の皆さんもぜひお願いしてよろしいでしょうか。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

だんだん薄らいでいくと思うんですけれども、そのときに言っていた説明は、そのときは理解できて、うなずいているんですけど、何をかと言われると、記憶はちょっと残っていません。そのときはもう分かるように、分かっていない場合はやっぱり、その分かっているかという確認もちゃんと取ってくださいましたし、その時点では良く説明してくださったので、分かりました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。3番の方，お願いします。

○裁判員経験者（3番）

十分説明をいただきながら進んでいったとは思っていますけどね。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。6番の方，お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（6番）

本当，皆さんがおっしゃるように，私も理解できない，ばかな質問もすごい丁寧に答えていただいたりしてましたので，本当に分かりやすく伊藤裁判官にさせていただきました。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。次に進ませていただきましょう。検察官や弁護人の主張は十分に理解できましたか。理解しにくかったとすれば，どんなところですか。この点も毎回聞いていますので，短くても結構ですので，全員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

難しい言葉なんかが大体出たんですけど，あんまり難しかったら後で評議室で聞けばいいと思って，大体7割から8割は理解できたと私は思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

法廷で，もう理解できたということでよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

ああ，こんな事件で，ああ，こんなことを聞いているんだなあ，それに対して証拠があって，大体が分かりやすかったと私は思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

逆に，何か分かりにくかったところで，あったら紹介していただけますか。

○裁判員経験者（4番）

いえ，そんなに，いただいたパンフレットにも詳しく書いてありましたし，そんなにないです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方もぜひお願いしたいと思います。どうでしたか。もしよろしければ，お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（3番）

多少，記憶があれなんですけれども，そんなに理解できなかったということはなかったと思っていますけどね。今でもそう思います。それは，大体説明もいただきながら，弁護人の方は弁護を，だから，弁護の立場となると，ああいう発言になるんだろうなあとか，それはもうやっぱり立場上，理解をしながら聞いていましたけど。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方もぜひ，短いながらも全員お聞きしたいと思っていますので，よろしいでしょうか。どうですか。5番の方，お願いしてよろしいで

すか。

○裁判員経験者（5番）

ちょっと何か違っていたらすみません。事前に、法廷に出る前に話を本当に十分に聞いてくださるので、法廷においても、こちらが、あらと思う前に、やっぱり裁判官が違うところはちゃんと正されたり、そういうふうな感じで十分に、その場では理解はできました。だから、本当に初めての経験だから、どれがどういうものかというのが分からないので、十分に理解できる、できないの、まだその前の段階なので、そこがちょっとはつきり言えないんですけれども、こういうものかという経験をしたという段階でしか分からないです。ありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では、2番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

守秘義務の話がありますが、いずれにしても、私はちょっと核心部分に近づくと、何か触れたくないような感じの言葉が出たんじゃないかと思っています。私が聞き逃したのかなあと思うこともあったんですが、いずれにしても、ちょっと遠慮、検察官も弁護士さんもちょっと遠慮して言われてるのかなというように感じたことがちょっとあったんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

遠慮とおっしゃいますと。

○裁判員経験者（2番）

ちょっと核心部分ではないんですが、その途中でね。何か触れたくないことがあ

ったんじゃないかなあと、こう感じたんですが。

○司会者（伊藤裁判官）

やや分かりにくいところがあったということですか。

○裁判員経験者（2番）

はい。ちょっと理解がと、思ったことがあります。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。よろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

法廷での検察官とか弁護士さんの話は良く理解できましたし、検察官のほうからいただいた資料や何かは非常に分かりやすくできていたと思っています。弁護士さんのほうが、資料を比べたときには、もうちょっとかなというような感じで、検察官のほうが分かりやすくまとめてあったように思って、どちらにしても、資料も説明も分かりました、というふうに自分では理解しとるんですが。

○司会者（伊藤裁判官）

その弁護人側の資料をもう少しこうしたらという御意見があったらお聞かせ願いたいんですが、いいですか。

○裁判員経験者（1番）

もう半年以上も前でね、忘れてしまっているんですが、その当時は、検察官と弁護士と両方いただいて、それを見比べたときは、検察官のほうが、ずっと資料が分かりやすかったということは覚えとるんですけど、弁護士のほうが、ここをああし

ろ、こうしろいう、そこまでは思っではいません。

○司会者（伊藤裁判官）

申し訳ありませんでした。ありがとうございます。他の方もぜひお願いしたいんですが、6番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（6番）

これは言っているのかどうかよく分からないんですけど、検察官の方が2人、結局、裁判の中で携わられたときに、やはり年配の方のほうが分かりやすかったというか、判断として、ちょっと若い方のほうは何か、うーんって思うときがあったんですけど、申し訳ない。

○司会者（伊藤裁判官）

それは証人尋問とか、そういった尋問の場面でしょうか。

○裁判員経験者（6番）

だったと思うんですけど。だから、年配の人がフォローされて分かりましたけど。すみません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。この件は、むしろ検察官、弁護人のお立場から何か関心があると思いますので、もしよろしかったら補充でお尋ねがあったら、どうぞなさっていただきたいと思います。

○法曹三者（鈴木検察官）

先ほど1番の方から資料のお話が出ましたけれども、資料自体について何か、分

かりやすかった、分かりにくかった、あるいは、ちょっと長過ぎるんじゃないかとか、あるいは、もっと長いほうがいいんじゃないかとか、何か他の方で御意見があったら、お一人、お二人でも御意見伺えたらなと思うんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

1番の方は適切だったという御意見でしたので、他の方はいかがでしょう。2番の方、検察官、弁護人のメモ、書面の適切さとか、長過ぎた、短過ぎたとか、もしお感じがあったらお願いしたいんですが。

○裁判員経験者（2番）

ちょっと時間が経ってるもんですから大分薄れてきたんですが、6番、7番なんですが、先言っちゃって悪いんですが、よろしいですか。

○司会者（伊藤裁判官）

どうぞ、6番、7番に関する御意見ですね。どうぞおっしゃってください。

○裁判員経験者（2番）

やっぱり被告人に少々遠慮深かったんじゃないかと思うんです。というのが、被告人側の親族及び傍聴人さんがおられますね。それに対してやっぱり、特に被告人の御関係に対する接触の仕方はもうちょっと聞きたかったかなあと思うんですが、後から、ああ、これは何だったのかなあというようなことがありましたが、いずれにしても傍聴人や親族に対して遠慮して、検察官も言われてるんじゃないかなあというような気がしました。もっとここを突っ込んでならいいんだがなあというような、もちろん偏見と憶測はいけないんですが、守秘義務があるから言われないのかなあと思いつたんですが、ちょっとそういう感じがしました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（3番）

余り細かく、そういう記憶が今ちょっと薄れていて申し訳ないですが、大きな問題はなかったように思います、特別な。すみません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方、どうでした。書面に関して、どうでしたか。

○裁判員経験者（4番）

私は分かりやすかったと思うんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

検察官も弁護人も。

○裁判員経験者（4番）

はい。よく内容がすごい、あれで大分質問せずに済んだと自分では思ってます。

○司会者（伊藤裁判官）

5番の方はいかがでしょう。

○裁判員経験者（5番）

同じ事件について書かれている内容なんですけども、これも初めて目にする検察側と弁護人側の書面の違い、自分的には検察側の書かれているものが正しいし、もう納得いくという感じだったんですけど、弁護人は何でここまで、こういう事件で



弁護できるのかという甘さ，甘さが，本当に形でやっている，形っていうと申し訳ないんですけども，本当にこの事件に真剣に，本当に助けないといけない状況の弁護なのかなという，事件に対しての，それはちょっと感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。その書面の長さなり，そういった適切さの関係ですが。

○裁判員経験者（6番）

よかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。上岡部長，何かコメントございますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

特にありません。検察官も弁護人も事件ごとにいろいろ考えていただいて，冒頭陳述はその後の審理で時々参照したりしていますし，論告・弁論は，その後の評議で参照したりすることがありますので，今後も頑張ってくださいというぐらいですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。では，6問目以降にまた移らせていただきます。

先ほども少し触れましたけれども，「その証人尋問の狙いなり，目的が分かりましたか。時間はどうでしたか。尋問方法はどうでしたか」ということです。

これも問題がなければ，ないとおっしゃっていただきたいので，一通り皆様の御意見をぜひお聞きしたいと思っています。いかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

私は的確だったと思っています。疑問点ありません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。2番の方は、さっき、やや遠慮があったんじゃないかという御意見でしたよね。何か補充がもしあればお話してください。

○裁判員経験者（2番）

私も感じたことだけしか今述べていないんですが、実際には、さっき言いましたように、核心部分がちょっと薄れとるんじゃないか、本当は、殺人を犯したことは事実ですが、その途中の経緯がね、何かというような気がいたしました。裁判官さんにも後から、どう、こうということを言わせてもらったんですけど、それは反省だけのものでございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。5番の方はいかがでしたか、尋問に関して。

○裁判員経験者（5番）

問題なかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。1番の方はいかがでした。

○裁判員経験者（1番）

はい。されるほうも大変だなと思いましたね。役所の方が来られて説明をされるんですが、仕事の中を聞かれるわけですね。ですから、こういうことを一々全部聞

かれるのは、まずそういう頭で仕事に携わっておらんので、こういう事件があったときに担当しとったら、非常に大変なんだないほう先だったですね。内容的には、よく理解はできましたが。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。6番の方はいかがでした。

○裁判員経験者（6番）

この判決が出たときの、初めて刑を受けた方だったんですよ。私、これに携わったとき。被告人の方が本当に反省しているのかが分からない、そうしたときに弁護人の方が結構、何か検察官側から見たような発言があったところがあって、本当に弁護されているのかなあみたいなところがあったので、この人が本当に反省を促すために言っていたんだとは思いますが、そういったところをすごく、何かもっと弁護したらどうなっていたかな、素人だから何にも言えないですけど、そういったところを感じました。すみません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。3番の方、お願いしてよろしいですかね。

○裁判員経験者（3番）

証人尋問2日ほど、未成年の方と女性の方とでありましたけど、別にその年齢、女性の場合はちょっと長くなったり、厳しい問い合わせもありましたけど、それ、しようがないのかなあと。別に普通の状況では理解しましたけど。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

では、次の問題に進めさせていただきます。7番目なのですが、事情を明らかにするために、供述調書といったものを取り調べる場合もあれば、目撃者について直接法廷で話を聞く方法もあるんですけども、その場合ですね、今回、もし、供述調書で事情を明らかにしたんだけど、本当は法廷で話を聞いたかったなという、そういった方が関係者の方でいたとか、そういった御経験あったら、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、どうでしょう。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（4番）

目撃者というのがなくて、私が関わった分は。これには何か余り意見が、何か思い浮かびません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

○裁判員経験者（3番）

私もなしですね。

○司会者（伊藤裁判官）

1番の方、もしあれば。

○裁判員経験者（1番）

町を歩いているところを、その姿を見て、ふだんの姿ではないという目撃証言があったんですが、それは、当日は文書で、こういう状況でしたということだけだったんですが、当日それを証言していただいたのであれば、聞くほうとしたら、また若干違ったニュアンスで聞き取れたんじゃないかという感じはしていますが、その方

もいろいろ事情があったりするんでしょうから、それはそれで一応は、理解はしたつもりです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方、よろしいですか。特になければ、なしということですかね。なかなか、できればやっぱり証言で判断したいという気持ちもあるんですが、かといって片っ端から関係者全て証人ということも限界もあるかと思っ  
ていまして、ここ非常に、いつも悩んでいます。ただ、やっぱり先ほど1番の方がお  
っしゃられたように、直接来ていただいて、直接問いただすと事情が分かることも  
あるので、適切な場面で証人を呼びたいなという気持ちは変わりません。

何か上岡部長のほうでコメントございますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

多分、今回そういうところで聞きたかったという話がなかったのは、聞けるよう  
な人は大体呼んだ事件が多かったんじゃないかなということではないかと思  
います。もちろん亡くなった被害者とかは直接呼ぶことができないので、一定の限界もあり  
ますし、被害者によっては裁判所に来るのが困難だということもありますけれど、  
今日来ていただいた方の事件のかなりの部分は、当事者も含めていろいろ協力をい  
ただきまして、実際に来てもらって直接確かめている事件が多いのかなと思っ  
ておりますので、直接聞きたかったというような話がなかったのは、そういう運用の結  
果かなと思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。証人の確保の関係で骨折っていただいている検察官や弁  
護人のお立場から何か、もしございましたら。よろしいですか。

（特に発言なし）

では、さらに進めまして、評議についての御感想をお願いしたいと思います。評議では十分御自分の意見を言えましたか。その時間は適切でしたか。これも短くて結構ですので、ぜひ全員にお聞きしたいなと思っております。お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（４番）

私は思ったとおり素直に、伊藤裁判官の優しい受け答えと穏やかな言葉で、とっても本当に遠慮なく、初めての経験だけど、すんなりといろいろなことを評議室では素直に聞けたと思います。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

時間はどうでしたか。

○裁判員経験者（４番）

よかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

適切でしたか。

○裁判員経験者（４番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（３番）

私も自分なりに、充実した評議だったのかなあと思っていますけど。

○司会者（伊藤裁判官）

時間も適切でしたか。

○裁判員経験者（3番）

はい。よかったですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（5番）

十分に意見を言えたかという部分が、やっぱり普通のそういう集まりとかじゃないですし、人の人生を決めてしまうものだから、意見を言う前にそれも一票になるんだという部分がすごい現実に来たときに、やっぱり情というものを除いた中に、いろんな経験を見て判断するというのがやっぱり一瞬は、その説明がどうこうじゃなくて、そのことに対して自分が自分の思いで判決というか、出していいんだろうかという思いは一瞬よぎって、ちょっと文章には書けませんと、そういう時間はあったんですけども。

その事件に関わってるからちょっと言いにくいという、その人の人生を決めるために自分が関わるということの大きさを考えた部分はありますけれども、その思いはみんな一緒だと思うので。

○司会者（伊藤裁判官）

十分言えましたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

時間のほうはどうでしたか。

○裁判員経験者（5番）

時間は十分だし、休憩も上岡裁判官、十分取ってくださったし、大丈夫でした。ありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。お願いしてよろしいでしょうか。評議のときの御意見など、時間などをお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（2番）

時間に対してはもう十分、上岡裁判官のほうから配慮していただきまして、十分休憩も取っていただく。そういう点はだんだんほぐれてきまして、最後は、いい雰囲気になってきたんじゃないかなと思ったかと思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

そうしますと御意見のほうも十分おっしゃられることができましたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

ええ、よかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）



ありがとうございます。6番の方、よろしいですか。十分、御自分の御意見が言えたかどうか、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

自分の意見としては、しっかりと言わせていただいて、よかったですと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

時間はどうでした。

○裁判員経験者（6番）

時間は、もうちょっとあればよかったのかなあと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。1番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

時間的にも割とあったし、私自身は十分、意見は言わせてもらいました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。何か、もし上岡部長のほうでコメントありましたら、お願いしていいですか。

○法曹三者（上岡裁判官）

評議って、この問い立てだと、意見どうぞみたいな感じで言ってるような問い立てになっていますけど、大体いつもは検察官の言ってることと弁護人の言ってること違いますかねえとか、何かこの話、思い出せますかとか、思い出したりしながら

評価をしていったりとかそういう形でやっけていまして、2番さんとかの話もありましたけど、休憩は大体1時間ごとぐらいに取れたらいいなあとか言いながらやっけてます。

十分意見を言えるかどうかという感じでいうと、他の人が先に言っちゃうと、自分の意見を言う場所がなくなったりとかいろいろあるので、いろんな感想があり得るかもしれませんが、なるべく全員の意見をいい形で確認できるように努めていますので、今日の話はすごく参考になりました。ありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。9番目に進みたいと思います。守秘義務について、「守秘義務に違反するかどうか迷ったことがありますか。どのようなことですか。」ということですが、いかがでしょう。迷われたことございますか。

○裁判員経験者（4番）

友人なんかと全然自分のことではないにしても、世間一般の重大な、あっ、言っちゃいけないとブレーキを掛けることは、その後あったと思います。出かかったけど、ああ、あれを言っちゃいけないんだっていうこと、日常の中でありました。

○司会者（伊藤裁判官）

特に迷われたりということでもないんですかね。

○裁判員経験者（4番）

はい。それはないです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。3番の方、いかがでしょう。何か迷ったなあとか、あり

ますか。

#### ○裁判員経験者（3番）

ちょっと内容が違うのかもしれませんが，裁判員に選ばれて6人，補充の人を入れて8人ですか。その方とずっと日々会いながら，お名前も知らないし，1番さん，2番さんという会話ばかりで，やはりそこらまで守秘義務が要るのかなあという，裁判員さん同士の判断でいいのかなあという気はしまして，私も3日，4日のうちに自分なりに名乗ってはいきました。それがいいのかどうか分かりませんが，逆に，それはそれで打ち解けて，いろんな会話がというか，休憩のときもやっぱり話が広がってくるのかなあ。メンバー同士で，そこまで自己紹介もあってもいいのかなあというような感じがしてはおりましたけど。そこはちょっと逆に，どう思われているのかなあという感じはします。

#### ○司会者（伊藤裁判官）

自己紹介という意見，非常に参考にさせていただこうと思います。いや，実は，したほうがよいのかなあという気持ちもして，さっき2番の方もコミュニケーションとる機会設けたほうがいいんじゃないかとおっしゃったので，何か，自分のお仕事から人となりとか，そんなことをおっしゃってくださいとは言わないまでも，何らかの自己紹介があってもいいのかなあという御意見は非常に参考にさせていただこうかと思いました。

#### ○裁判員経験者（2番）

私は途中でも雰囲気や和むにつれて，やっぱり皆さんの住所や名前ぐらいはどうかなあいうようなことがございました。ただ，これが守秘義務に反するかということで，言わんほうがいいかなあというようにも思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。もともとの質問から離れてしまっただごめんなさい。日常生活に戻られてから守秘義務に違反するとか、迷われたことはございますか。どうでしょう。1番の方とかありましたか。

○裁判員経験者（1番）

評議の内容などについては、しゃべってはいけないと。あと、法廷の中身とか新聞に載っ取るようなことはオーケーで、自分が選ばれて、こういう裁判やったんよということはオーケーだったので、それについては迷うことはなかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。他の方も同じでよろしいですか。何かこの点について、もし上岡部長のほうで補充ありますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

そうですね、守秘義務というのは、基本的には評議の秘密を中心に成り立っています、そこについては初日、少し、うちでやっているのは大体、審理も少しします、その守秘義務の範囲、御説明申し上げているように思います。

今日どんな裁判だったんだと皆さん多分、帰って聞かれると思うのでという意味で、こういう話はしてもいいですよという話も、確か、いつもしているように思いますので、そこはあんまり、次の日に聞いたりすることもありますけど、特に守秘義務で困ったという話あんまり聞いておりません。

お名前の方は特に、それ自体は評議の秘密では直接はないんですけど、そうですね、打ち解ける方法をどうしたらいいかというのは、ちょっとこれから考えたいとは思っています。ただ、緊張している中で、本当は自分は自己紹介したくないという人がいたときに、どうするかという問題もあるもんですから、それをどうするかも含

めて、またちょっといろいろ考えたいなあと思っています。どうもありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。裁判員となられる方へのメッセージ等の最後の項目に移りたいと思います。改善点，さらに，メッセージ，この2つまとめてお願いして，時間も限られますので，改善点があれば，ぜひおっしゃっていただきたいし，あとメッセージ，今後なられる方へのメッセージも全員，こちらのほうは全員お願いしたいと思っています。いかがでしょう。4番の方，お願いしてよろしいですか。改善点があればおっしゃっていただきたいと思います。あとメッセージがありましたら，ぜひお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（4番）

改善点は，私は先ほども言いましたけど，主婦という立場で何も負担がなかったもんですから，ないんですが，自分のこれから後にする，やっぱり罪や罰という角度の大いなる勉強ができたと思うから，これからの人はぜひやってほしいと思います。私自身が大いに人間として生きる上で，ためになったと思いますから。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。3番の方もお願いしてよろしいでしょうか。改善点があれば，ぜひお聞きしたいですし，メッセージにつきましてはお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（3番）

メッセージというか，私の経験やっぱりよかったなあと思いますし，逆に，仕事

に支障がなければ、それも20代、30代、40代、50代とやっぱり働き盛りの人たちに、それは企業の支障を来すまでは、それはいかななものかとは思いますが、それでも、それでなければ勉強を含めて、ぜひ参加していただきたい。やはり得ることは随分多いとは思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。特に改善点はよろしいですか。

○裁判員経験者（3番）

改善点は、先ほども言いましたけど、選任手続の方法というか、逆に、そのときに40人、50人来られて午前中、「はい、お帰りです。皆さんどうぞお帰りください。」というのがいかななものか、私がもし外れたら、ちょっと立腹するかなあという感じはしましたね。みんな朝から、遠方まで来られていながら、そこまでに何かもう一つガードできないのかなと、やっぱりもう少し選定に対して、「これから6人選びます。以外の方はもうお帰りください。」というのはちょっと失礼なのかなあというのは、ちょっといささか感じましたけどね。どうしろと言われたら、ちょっといきなりは難しいですけれども、やっぱり気分的に、憤慨されている人もいらっしゃるんじゃないかなあという気はしたのは事実ですけれども、その時点で。

○司会者（伊藤裁判官）

せっかく都合付けて来たのに、結局、抽選から外れてしまったと。分かりました。ありがとうございます。

5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。もしメッセージ、改善点ありましたらお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（5番）

改善点というのは、その趣旨とかそういういろんなものが分からないので、今の段階では、これが一番いいと思ってやられているし、事前の説明というのも送ってもらったものを読んで理解していれば、強制的ではなくて、理由があれば辞退が認められる人もいらっしゃるんで、私は、それはそれでいいと思いました。こっちのほうがあんまり理解していなかったことが申し訳ないということ。

裁判員になられる方にメッセージというのは、まず、身内、周りの方から経験したことを、こういうことだったよということを広げていくことで、全然知らない人にメッセージというより、まず身内、近辺から自分の経験を伝えていったらいいなあとは思っています。ありがとうございます。

#### ○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。2番の方もお願いしてよろしいでしょうか。何か改善点、先ほどからもお聞きしておりますが、さらにあったらお願いしたいですし、あとメッセージもありましたらお願いしたいと思います。

#### ○裁判員経験者（2番）

1 1番の説明ですが、一番に申し上げましたように、改善点というのは先ほど申しましたように、やはり最初の雰囲気作りが大事じゃないかと思っております。裁判の済んだ後は、やはり大役の責任を果たしたということですね、自分の心の中には、選ばれて頑張ってきたということは、やはり自負してもらいたいと思いますね。だから、やはり大勢の、一つの裁判によって、大勢のたくさんの方がね、これに携わり、また、縁の下の力持ちじゃないですが、あらゆる人が、一つの裁判に大勢の人が関わって、それを我々が、6人が頑張った、そういうふうな皆様の陰の力の中において、一つの事件が決定したということですね。やはり私は胸を張って自負してもらいたいと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。6番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（6番）

改善する点は先ほど言ったように、やはり時間短縮ができたらいいなあとということと、あとメッセージとすれば、裁判員裁判がなぜ行われたかについても、やはり私たち一人の裁判員が意見するというか質疑応答、裁判長だけじゃなくて、私ら裁判員も意見が言えるんだという部分では安心、安心じゃないけど、何か裁判長だけが決めるんじゃないんだという部分では、皆さんに知っていただきたいなあと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。1番の方もお願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

オウムのような事件とか長期にわたる事件が、これを裁判員裁判でやるというようなことが新聞に載ったりするんですが、それを見たら、それはちょっと初めから無理なんじゃないかというふうに思っていました。ですから、仕事を何か月も現役の人が休んで、この裁判員になること自体が無理なんじゃないかなと、長期にわたるものはですね。どの程度が適当なのかというたら、人によって皆、仕事の具合によって違うんでしょうが、1週間、2週間、2週間ぐらいまでなら何とかできるのかなという、自分の仕事のことを思えば、それぐらいかなあという感じではとっていました。

それとあと、最終日に結果で賃金や何かをいただいたんですが、それを見た結果は、パートの賃金なんじゃないか。時間給のパートの賃金と同じなんじゃないかという感じで、有給休暇のある人はいいいんですが、有給休暇がない、働いて幾らとい



うような、自分が働いて、それこそ一日幾らいうような方がこういうふう選ばれたら、今の賃金で出てこい言うたら、とてもじゃないが無理だなと、断らざるを得ないと。いろんな業種から選ぶということには逆にならんのではないかというふうに思って、もっと、そのパートの賃金じゃなしに、もう少し上げてもいいんじゃないかというふうに思ってます。

○司会者（伊藤裁判官）

あとメッセージとか、もしありましたらお願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（1番）

選ばれたときは非常に不安だったんですが、やった結果は非常に自分にとって勉強になったといえますか、自分の人生では非常な一つ的一幕いいますか、こういう経験はもう二度とないんだらうという感じで、ぜひ選ばれたら、とにかく何事も経験でやってみてほしいというふうに思っております。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。本当に心苦しいんですけども、日当、旅費はもう法律で決まっております、今の御意見承っておきます。御意見ありがとうございました。何か上岡部長のほうで、補充がありますか。

○法曹三者（上岡裁判官）

いや、特に、改善点いろいろいただきましたので、できる範囲でいかしていけたらいいなと思います。今日はどうもありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

最後になりましたので、ぜひ、もし公判部長のほうでありましたら、お願いして

よろしいでしょうか。

○法曹三者（鈴木検察官）

本日は貴重な御意見ありがとうございました。皆さんの御意見を参考にさせていただいて、検察庁といたしましては、より分かりやすい立証ができるように努めていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。石井弁護士もぜひお願いします。

○法曹三者（石井弁護士）

今日は本当、貴重な御意見をありがとうございました。

弁護人のほうの、ただいま尋問の仕方とか、資料の作り方とかいうところにもいろいろ御意見いただきました。分かりやすい資料、分かりやすい説明が被告人の利益になるかどうかというのは、もちろん弁護人一人一人が考えながらやっていくことでありますが、今日いただいた御指摘は弁護士会に持ち帰って、いろいろ共有して行って、今後深めていきたいと思えます。今日はありがとうございます。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございました。本当にお忙しい中、貴重な時間費やしていただいて、今日参加していただきまして本当にありがとうございます。本当に参考にさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。